

## ウクライナ紛争で影響を受けた人びとのニーズ拡大に 準じた、地域レベルでの対応

活動計画と最新の進捗報告

ジュネーブ、2022年7月8日



ボロジャンカ。武力紛争は住宅や基幹インフラに甚大な被害をもたらす。©A. Appeyroux/ICRC

## 状況と人道的懸念

- ▶ 激しい戦闘が引き続きウクライナ各地に被害を及ぼしている。武力紛争の被害が最も大きい地域は、北東部、東部、南東部である。現在の状況には、1949年ジュネーブ四条約<sup>1</sup>、1977年第一追加議定書<sup>2</sup>、および慣習国際人道法が適用される。
- ▶ 民間人への影響は計り知れない。住宅やインフラの被害・破壊は甚大で、復旧には何年もかかるだろう。戦闘が続いている地域では、多くの人々が安全を求めて地下室や国内避難民用の避難所となった建物に避難している。だが多くの場合、水も暖房も電気もない。戦闘により水・電気・ガスの供給システム、医療施設、学校に大きな被害が出ているため、必要不可欠なサービスが中断されている。店舗の閉鎖や現地のサプライチェーンの崩壊により、食料をはじめとする生活必需品が手に入らなくなったり、入手が困難になったりしている。高齢者や障がい者は、安全な場所への避難や必要物資の入手がさらに困難になっている。
- ▶ 暴力から逃れた人々は、ウクライナ国内で避難生活を送るか、国境を越えて近隣諸国に避難している。国連の推計によると、5月末までに800万人以上がウクライナ国内で避難民となり、670万人以上がポーランド、スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、モルドバ共和国（以下、モルドバ）、ロシア、ベラルーシなどの近隣諸国に避難した。持ち物を持たずに逃れてきた国内避難民は劣悪な生活環境に置かれることが多く、食料などの必需品を購入したり、医療を受けたりできないケースもある。
- ▶ 武器汚染が広がり、多くの地域で民間人の犠牲者が出ている。人々の生命や健康に与えるコストは増加の一途をたどっている。
- ▶ 戦闘は保健施設に大きな被害を与えており、各地の救急医療能力は大幅に低下している。その結果、慢性疾患や非感染性疾患などを持つ民間人や負傷兵が医療を受けることが困難になっている。紛争による負傷が保健施設に大きな負担をかけており、長期および短期のリハビリ支援の必要性が高まっている。サプライチェーンは崩壊しており、人材確保も難しい。外科治療用の専門医療機器も不足している。
- ▶ 紛争によって多くの家族が離ればなれになり、連絡が取れなくなっている。拘束された人々もおり、その一部は家族にも消息がわからない。殺害されたとされる人々の家族は、身内の安否や所在の確認が困難な状況にある。関係当局は、治安が不安定な中、遺体の適切な取り扱いと身元確認に苦慮している。
- ▶ 武力衝突は、世界の他の地域にも悪影響を及ぼしている。小麦やヒマワリ油など、いくつかの基本的な食料品の供給をロシアやウクライナに頼っている国も多い。紛争や制裁措置によって供給ラインが絶たれ、世界の食料価格は急騰して過去最高値となっている。食料価格の高騰は、気候変動ショックやコロナ禍が弱小経済国に残した後遺症と相まって、特にアフリカのいくつかの国で食料不安や栄養不良の拡大を引き起こしている。<sup>3</sup>

<sup>1</sup>戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第一条約）、海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第二条約）、捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第三条約）、戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第四条約）。

<sup>2</sup>1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）、1977年6月8日。

<sup>3</sup>2022年5月、赤十字国際委員会（ICRC）はアフリカの食料不安への対応を支援するために[予算拡大要請](#)を発出した。この文書は[ドナー向けエクストラネット](#)から入手できる。

## 活動の変化

紛争によって生じる膨大なニーズに対応するため、赤十字国際委員会（ICRC）はウクライナと近隣諸国における活動の範囲と規模を拡大してきた。ウクライナでは現在、全国10拠点で700人近いスタッフが活動している。より広い地域での対応を支援し、ウクライナに援助物資を届ける物流能力を高めるために、ICRCはハンガリーとモルドバに代表部を、ポーランドとルーマニアに事務所を設置した。ICRCは1992年からロシアで地域代表部を、2017年からベラルーシで事務所を設けており、その活動規模を拡大してきた。

ウクライナ赤十字社（ウクライナ赤）とICRCは共同で国際赤十字・赤新月運動（以下、赤十字運動）の活動を取りまとめ、人々がタイムリーで協調的かつ有意義な支援を受けられるようにしている。このように協力することで、ウクライナ赤とICRCはすべての赤十字パートナー間の強力な連携を確保し、人道支援活動の効果を最大化しようとしている。

ICRCは赤十字パートナーとともに、ウクライナと周辺諸国での活動を適応・拡大させてきた。活動の主な変化を以下に示す。

- ▶ すべての紛争当事者に国際人道法の尊重を促す努力を強化し、戦闘に参加していない、もしくはかつて参加していた人々を保護するよう紛争当事者に要請し、ICRCの任務と活動に対する紛争当事者の受け入れを促進した。
- ▶ 戦闘で被害を受けた基幹インフラを再建し、重要な公共サービスを維持するためのプロジェクトを拡大した。
- ▶ ウクライナと周辺諸国の避難民や紛争被害にあった地域の住民が日々のニーズを満たし、生活環境を改善できるよう、食料、住居、衛生用品などの生活必需品（またはそれらを購入するための現金や引換券の配付を増やした。
- ▶ 負傷者を含む人々が迅速に治療を受けられるようにするための取り組みを強化した。特に、病院を定期的に支援するほか、他の赤十字運動構成機関とともに、重傷者や病人の状態を落ち着かせ、適切な医療施設に搬送するため、救急車や救急医療サービスを開始した。
- ▶ 紛争被害にあった地域や前線に近い地域における一次医療サービスへの支援を集中的に行い、赤十字パートナーと協力して医療サービスが中断している地域に巡回診療サービスを提供した。
- ▶ ウクライナ赤の医療従事者やその他のサービス提供者を援助して紛争の影響を受けた人に心理社会的支援を提供する取り組みを強化するとともに、こころのケアホットラインを通じてカウンセリングを行った。
- ▶ 地雷や爆発性戦争残存物（ERW）がもたらすリスクを軽減し、そうしたリスクを地域社会に知らせる取り組みを強化した。
- ▶ 捕虜を訪問して待遇や収容環境をモニタリングし、家族との通信再開・維持を支援した。
- ▶ ウクライナや周辺諸国の赤十字社と連携し、ウクライナ紛争に特化した中央追跡調査局（CTA）を通じて離散家族の連絡回復を支援し、行方不明者の安否や所在の確認に必要な情報を収集・管理する取り組みを強化した。
- ▶ 遺体・遺骨管理や身元確認を促進する当局の取り組みをより包括的に支援した。
- ▶ 危機対応のためのウクライナ赤の発展や活動能力の向上を支援する目的で、他の赤十字運動構成機関と連携してウクライナ赤への支援を拡大した。

## 改定要請

ウクライナ危機への対応拡大を支援するために、ICRCはウクライナ向け7,357万4,000スイスフラン、モスクワ地域代表部向け677万4,000スイスフランという当初予算に加え、**2億1,920万3,000スイスフラン**の予算拡大要請を发出している。この予算拡大により、ウクライナ危機とその波及的影響に対する全体的な対応のための改定要請は**2億9,955万2,000スイスフラン**となる。



ICRCは戦闘被害を受けた地域からの負傷者や病人の搬送を支援した。©ICRC



## 活動計画と指標の見直し

以下では、ウクライナ<sup>4</sup>およびモスクワ地域代表部のための2022年緊急救援要請が2021年12月に発出された後に新たに開始された活動、または変更された活動のみを示す。各項目では、計画された活動に対し、規模の「拡大／縮小」、「変更」（アプローチや期間など）、「中止」についても示す。当初計画時の目標や活動内容については記載していない。

### ウクライナ

ウクライナでは、ICRCはウクライナ赤や他の赤十字パートナーと緊密に連携し、紛争の影響を受けた人に重要な人道支援を提供している。国際人道法に基づく人道的任務に従い、ICRCの主な優先事項は、「紛争に関連して民間人、病人や負傷者、被拘束者の保護ニーズに対応し、この点に関して紛争当事者間の中立的な仲介者として行動すること」、「戦闘による避難民や被害にあった民間人に緊急援助を提供し、必須サービスへのアクセス維持や生計の回復を支援すること」、「赤十字運動の活動に対する受け入れと支持を促進すること」である。ICRCはウクライナ赤と共同で赤十字運動構成機関の危機対応を取りまとめるとともに、ウクライナ赤の能力強化を支援している。

### 民間人

#### 保護

##### 民間人の保護と法の尊重

- ▶ 国内避難民や帰還民を含む紛争の影響を受けた人の状況をモニタリングし、その保護に関する懸念を記録し、関係者と守秘義務に則って協議する。紛争当事者に対し、1949年ジュネーブ四条約と1977年第一追加議定書を含む国際人道法を順守するよう求め、戦闘に参加していない、もしくはかつて参加していた人々の保護を徹底し、消息が途絶えることを防止するよう注意を促す（変更／拡大）
- ▶ 中立・公平な仲介者として、紛争当事者と合意の上、厳密に人道的な条件で安全な経路による民間人の避難を支援する準備を整える（新規）
- ▶ 実施可能な場所において、教育を受けやすくする措置を継続的な活動に組み込む。タブレットやパソコンなどの教育機材を提供し、教育活動を随時サポートする（変更）

##### 離散家族の再会・連絡回復支援

- ▶ 各国の赤十字社と連携し、身内と離ればなれになった人々に赤十字通信、電話、追跡調査などの離散家族支援サービスを提供する（拡大）
- ▶ 特に弱い立場にある人々に注意を払いつつ、要請に応じて家族を再会させる（国境を越えた再会を含む）。保護者のいない子ども、高齢者、障がい者の移動手段を手配し、身内と再会できるようにする（変更）
- ▶ 被拘束者や行方不明者の情報を管理する国家情報局やその他の当局、および遺体の身元確認や管理を行う当局と対話し、行方不明者の所在・安否を家族が確認できるよう手助けする当局を支援する。ウクライナ危機のためのCTA（後述する「ウクライナ紛争のための中央追跡調査局」セクションを参照）と緊密に連携し、国家情報局にツール、機材、技術指導などの支援を提供する（変更）

<sup>4</sup>ウクライナおよびモスクワ地域代表部のための2022年緊急救援要請については、ドナー向けエクストラネットを参照。

ウクライナ紛争で影響を受けた人びとのニーズ拡大に準じた、地域レベルでの対応

---

### 法医学

- ▶ 法医学専門家や警察官など、遺体の捜索、回収、管理、身元確認に携わる者、または必要な法的・法医学的枠組みの整備に携わる者に研修を実施する (変更/拡大)
- ▶ フル装備の移動式遺体安置所 2 基と、冷蔵トラックとコンテナ、防護服、DNA 試薬、遺体袋、その他遺体の身元確認を促進するために必要な資機材を法医学局に提供する (変更/拡大)

### 保護と支援

#### 各国の赤十字社への支援

- ▶ 離散家族支援、緊急援助 (ノルウェー赤十字社と連携した巡回診療チームなど)、生活支援、地雷リスクに対する認識向上と安全対策の推進といったウクライナ赤の活動に、資金、機材、研修、その他の支援を提供する (変更/拡大)

### 支援

#### 経済安全保障

ウクライナ赤と連携して以下のことを行う。

- ▶ 最大 24 万人の弱い立場にある住民と国内避難民に食料一式を配付する (当初目標 : 20,639 人) (変更/拡大)
- ▶ 生活環境を改善するために、衛生用品、家具、暖を取るための燃料といった物資援助を最大 16 万人の弱い立場にある住民と国内避難民に提供する (当初目標 : 66,308 人) (拡大)
- ▶ 市場環境が許せば、生活環境の改善や生計の立て直しを支援するために、最大 4,500 世帯 (11,700 人) に条件付き現金支給を行う (当初目標 : 5,520 人)。弱い立場にある住民と国内避難民 (73,000 世帯) が基本的な支出を賄えるよう、最大 19 万人に多目的現金支給を行う (変更/拡大)
- ▶ 行方不明者の家族 (810 世帯/1,300 人) に多目的現金給付を行う (当初目標 : 315 人) (拡大)
- ▶ 国内避難民向けの集団給食活動やその他の救援活動を支援するために、最大 200 カ所の公共施設に食料、衛生用品、生活必需品を提供する (変更/拡大)

#### 保健

ウクライナ赤と連携して以下のことを行う。

- ▶ 戦闘被害にあった地域の保健施設が母子ケアや非感染性疾患 (糖尿病、高血圧、心疾患、喘息など) の治療といった一次医療サービスを提供できるよう、最大 30 カ所 (当初目標 : 60 カ所) の保健施設に糖尿病患者用インスリンを含む医薬品一式を定期的に提供する (変更/縮小)
- ▶ ウクライナ赤および現地の保健当局と連携し、基本的サービスへのアクセスを確保し、適切な治療のために患者を紹介するシステムを確立するために、最大 20 の巡回診療チームの配備を支援する (新規)
- ▶ メンタルヘルス支援と心理社会的支援を提供し、ストレス管理とセルフケアを実践するために、4 つの地域でコミュニティーワーカー、教師、医療従事者、ウクライナ赤ボランティア、その他の初期対応者を対象に研修を実施する。また、必要としている人向けに個人またはグループカウンセリングセッションを開催し、地域住民向けにメンタルヘルスや関連テーマに関する講習会を実施する (変更/拡大)
- ▶ 精神的苦痛に苦しんでいる人々のためにこころのケアホットラインを通じて電話によるカウンセリングを行い、ウクライナ赤に同様のホットラインを運営するための技術支援を行う (新規)

## 水と居住環境

ウクライナ赤と連携して以下のことを行う。

- ▶ 公益企業や現地のサービス業者に対し、約 750 万人への清潔な水や必須サービスの提供を持続できるように支援する（当初目標：305 万人）（変更／拡大）。特に、以下のことを行う。
  - 水、電力、燃料供給システムの緊要な修繕と長期的な改良を行う
  - 水へのアクセスを確保するために、現地の水道局に浄水剤の購入資金を提供し、発電機などの資機材を寄付する
  - 住民や国内避難民が水を確保できるよう、貯水槽や水汲み場の設置など、緊急対応を実施する
  - 断水地域への給水車の派遣など、民間人援助において現地の緊急サービスを支援する
  - 電気や水のインフラを含め、戦闘で被害を受けた保健施設を復旧させ、電力供給を停止させないために発電機を提供する
  - 特に避難民の居住地において、正しい衛生習慣を促進するウクライナ赤の能力向上を支援する
- ▶ 最大 19,500 世帯（58,500 人）（当初目標：10,068 人）を対象に、戦闘によって被害を受けた住宅の修繕に資金を援助する（変更／拡大）

## 武器汚染

ウクライナ赤と連携して以下のことを行う。

- ▶ 講習会などを通じて地雷／ERW 被害地域の人々のリスク認識やより安全な行動を促すために、ウクライナ赤ボランティアや現地の地雷撤去チームへの研修を実施する（変更／拡大）
- ▶ 武器汚染地域における調査・標識の設置・除去作業に加えて、化学・生物・放射線・核物質による被害に対処できるよう、現地の地雷撤去チームに機材、研修、技術支援を提供する（変更／拡大）
- ▶ 民間人と人道支援従事者のいずれのリスクも最小化するために、ICRC がインフラプロジェクトやその他の活動を行う予定の地域で地雷／ERW 調査を実施する（新規）

## 被拘束者

### 保護

#### 被拘束者の保護

- ▶ 捕虜やその他の被拘束者を訪問して待遇や収容環境をモニタリングし、その結果を守秘義務に則って関係者に伝える。紛争当事者に対し、1949 年ジュネーブ四条約と 1977 年第一追加議定書を含む国際人道法を順守するよう求め、被拘束者の保護を徹底するよう注意を促す（変更／拡大）
- ▶ 被拘束者に離散家族支援サービスを提供するとともに、家族面会に必要な資金援助などを行う（拡大）

### 支援

#### 保健

- ▶ 被拘束者が一次医療サービスを受けられるよう、収容施設に医薬品やその他の物資を提供する（変更／拡大）
- ▶ ICRC による被拘束者訪問（上記参照）の一環として、捕虜の健康状態を継続して把握する（新規）

### 水と居住環境

- ▶ 捕虜を含む被拘束者のいる施設のインフラ修理・更新を支援または実施する。当局のコロナ対応に追加支援を提供する準備を整える (拡大)

### 経済安全保障

- ▶ 被拘束者のために、衛生キットや寝具（マットレス、ベッドシート、枕、毛布）などの生活必需品を配付する (変更/拡大)
- ▶ 被拘束者の収容施設に食料をまとめて寄付する (新規)
- ▶ 被拘束者の家族、または新たに拘束を解かれた人々の家族が収入を増やせるように、現金またはその他の支援を提供する (拡大)

## 傷病者

### 支援

#### 医療

ウクライナ赤と連携して以下のことを行う。

- ▶ 負傷者を受け入れている病院や紛争被害にあった地域の近くにある病院を含め、最大 15 カ所の病院（当初目標：5 カ所）を定期的に支援し、さらに 30 カ所の病院（当初目標：41 カ所）を随時支援する。特に、武器による傷の治療や感染症の予防・管理などのため、機材や物資を寄付する。さらなる緊急事態に備えて、これらの病院の一部に追加の医療物資を提供する（変更／拡大）
- ▶ 負傷者や病人が迅速に医療施設に到着できるよう、現地の救急隊を支援する（新規）。具体的には以下のことを行う。
  - 救急隊待機所10カ所に医療器具や医薬品などを提供する
  - ドイツ赤十字社およびマーゲン・ダビド公社と共同で、フル装備の救急車9台と救急隊員を配備する
- ▶ 基本的小および高度な救命処置、トリアージ、外傷の応急処置、大量の負傷者の一括管理などの分野について、医療従事者向けのワークショップを随時開催する（変更）
- ▶ 最大 500 人の負傷した民間人に、医療費を賄うための現金を支給する（当初予算：100 人）（拡大）

#### 水と居住環境

- ▶ 紛争で被害を受けた保健施設 30 カ所（合計 5,188 床）を修復または改良する（当初目標：2,594 床）（拡大）

#### 身体リハビリテーション

- ▶ 一次医療施設、病院、拘束された人々のいる施設で提供される継続的治療と身体リハビリの統合を強化する（新規）
- ▶ 障がい者に車いす（200 台）または移動補助具（400 台）を提供する（変更／拡大）

## 影響力の行使

### 予防

- ▶ ICRC、ウクライナ赤、およびより広範な赤十字運動の使命、活動、中立・公平なアプローチに対する理解と受け入れを促進するために、当局、軍関係者、その他の利害関係者と対話を行う (変更)
- ▶ 軍および警察に対し、国際人道法と国際的な警察基準を活動や訓練に取り入れるための技術指導を提供し、政府職員と国際人道法国内委員会のメンバーに対しては、国際人道法の法典を批准する、またはその主要条項を国内法に組み込むための専門的指導を行う (拡大)
- ▶ 国際人道法に関するウクライナ語の参考資料を作成し配付する (新規)

ウクライナ赤と連携して以下のことを行う。

- ▶ ウクライナにおける人道問題とそれに対する ICRC およびウクライナ赤の対応について、従来型メディアとソーシャルメディア向けのコンテンツを制作する。広報活動において赤十字パートナーと連携する (拡大)
- ▶ コミュニティ連絡センターに統合された ICRC ホットラインなどを通じて紛争の影響を受けた人と対話し、ICRC の活動について意見を求める (拡大)

## 赤十字・赤新月運動

### 連携

- ▶ ウクライナ赤と連携し、緊急人道支援を行うとともに、資金援助や物資援助を通じて在宅ケアや緊急対応といった既存のコアサービスの維持を支援する (変更/拡大)
- ▶ 緊急対応能力の向上や、情報通信技術、財務管理、組織の発展などの分野でウクライナ赤を支援するために、短期的および中期的に大規模な資金、物資、技術、人材支援を行う (変更/拡大)
- ▶ ウクライナにおける赤十字運動の共同取りまとめ役として、ウクライナ赤と連携して以下のことを行う。
  - ウクライナ赤が持つ現地の知識、専門的知見、アクセス性を優先しつつ、赤十字パートナーを結集させ、活動を促進、調整する
  - 赤十字運動が可能な限り多くのニーズに応えられるよう、複数の赤十字社と連携する
  - 国際赤十字・赤新月社連盟 (連盟) およびウクライナや、戦闘の影響を受けた他の国において赤十字パートナーと緊密に連携し、赤十字運動の集団的対応とアドボカシー活動の効果を高める (変更/拡大)

ウクライナ紛争で影響を受けた人びとのニーズ拡大に準じた、地域レベルでの対応

## 2022年のウクライナ支援目標

		当初要請	予算拡大要請	2022年の目標
<b>民間人</b>				
<b>経済安全保障</b>				
食料消費	人数	20,639	219,361	240,000
食料生産	人数	12,663		12,663
所得支援	人数	5,835	197,165	203,000
生活環境	人数	66,308	93,692	160,000
<b>水と居住環境</b>				
水と居住環境に関する活動	人数	3,320,068	4,238,432	7,558,500
<b>保健</b>				
支援した保健施設	人数	91	-41	50
<b>傷病者</b>				
<b>医療</b>				
支援した病院	施設数	46	-1	45
<b>身体リハビリテーション</b>				
支援したプロジェクト	プロジェクト数	6		6
<b>水と居住環境</b>				
水と居住環境に関する活動	病床数（収容能力）	2,594	2,594	5,188

## モスクワ地域代表部

ICRCのモスクワ地域代表部は、ロシアとベラルーシでの活動を管轄しており、ベラルーシのミンスクには事務所も設置されている。代表部が重点を置いているのは、「保護に関する懸念、国際人道法の下での義務、中立的な人道的仲介者としてのICRCの役割についての対話に関係当局を参加させること」、「紛争に関連する被拘束者の処遇のモニタリング」、「身内との再会・連絡回復や安否確認の支援」である。ICRCはロシア赤十字社や連盟と連携し、ウクライナの人々の人道支援ニーズに応えている。同様にベラルーシでも、ベラルーシ赤十字社と連携してウクライナ難民を支援している。

## 民間人

### 保護

#### 民間人の保護と法の尊重

- ▶ 紛争の影響を受けた人の状況をモニタリングし、その保護に関する懸念を記録、関係者と守秘義務に則って協議する。紛争当事者に対し、1949年ジュネーブ四条約と1977年第一追加議定書を含む国際人道法を順守するよう求め、戦闘に参加していない、もしくはかつて参加していた人々の保護を徹底し、消息が途絶えるのを防止するよう注意を促す（変更／拡大）
- ▶ 中立・公平な仲介者として、紛争当事者と合意の上、厳密に人道的な条件で安全な経路による民間人の避難を支援する準備を整える（新規）

#### 離散家族の再会・連絡回復支援

- ▶ 資金援助や研修などの支援を通じて、ベラルーシとロシアの赤十字社が家族との結びつきを回復・保護する能力を高める手助けをする（新規）

ベラルーシとロシアの赤十字社と連携して以下のことを行う。

- ▶ 紛争や移住などの事情によって離散した家族が、身内との連絡を回復または維持できるようにする (拡大)
- ▶ 赤十字運動の離散家族支援サービスに関する情報を難民に広める (新規)
- ▶ 特に弱い立場にある人々に注意を払いつつ、要請に応じて国境を越えて家族を再会させる。保護者のいない子ども、高齢者、障がい者の移動手段を手配し、身内と再会できるようにする (変更)
- ▶ 過去または現在進行中の武力紛争に関連する行方不明者の解決に向けた取り組みを推進する。特に、被拘束者や行方不明者の情報を管理する国家情報局やその他の当局、および遺体の身元確認や管理を行う当局と対話し、行方不明者の所在・安否を家族が確認できるよう手助けする当局を支援する。ウクライナ危機のための CTA と緊密に連携し、国家情報局にツール、機材、技術指導などの支援を提供する (変更/拡大)
- ▶ 当局の要請と全当事者の合意により、死亡した戦闘員の遺体の送還について便宜を図る体制を整える (新規)

#### 法医学

- ▶ 研修やその他の支援を通じて、ロシアの当局や法医学専門家による遺体や遺骨の身元確認を手助けし、遺族への引き渡しが確実に行われるようにするために、遺体・遺骨管理能力の向上を支援する (変更/拡大)

#### 支援

##### 経済安全保障

ロシアでは、ロシア赤十字社と連携して以下のことを行う。

- ▶ ウクライナから来た 31,000 人（仮設住宅やホストファミリー宅に滞在する人々を含む）が基本的な支出を賄い、冬服やその他の生活必需品を購入できるよう、現金を支給する (新規)

ベラルーシでは、ベラルーシ赤十字社と連携して以下のことを行う。

- ▶ ウクライナからの避難民 3,000 人に、食料や衛生用品などの生活必需品を購入するための引換券を配付する (新規)

## 被拘束者

#### 保護

##### 被拘束者の保護

- ▶ 被拘束者を訪問して待遇や収容環境をモニタリングし、その結果を関係者に守秘義務に則って伝える。紛争当事者に対し、1949 年ジュネーブ四条約と 1977 年第一追加議定書を含む国際人道法を順守するよう求め、被拘束者の保護を徹底するよう注意を促す (新規)
- ▶ 被拘束者が家族との連絡を回復するのを助ける (新規)

ウクライナ紛争で影響を受けた人びとのニーズ拡大に準じた、地域レベルでの対応

## 傷病者

### 支援

#### 医療

- ▶ ウクライナの傷病者に医療を提供するベラルーシ保健省を支援するために、標準的な手術用具一式を支給し、戦争外科や緊急外傷治療の研修を行う *(新規)*

## 影響力の行使

### 予防

- ▶ ICRC の任務、活動、中立・公平なアプローチに対する理解と受け入れを促進するために、当局、軍関係者、その他の利害関係者と対話を行う *(変更)*
- ▶ コミュニティ連絡センターに統合された ICRC ホットラインなどを通じて紛争の影響を受けた人と対話し、ICRC の活動について意見を求める *(新規)*
- ▶ 人道問題とそれに対する ICRC の対応について、従来型メディアとソーシャルメディア向けのコンテンツを制作する。広報活動において赤十字パートナーと連携する *(新規)*

## 赤十字・赤新月運動

### 連携

- ▶ ベラルーシ赤十字社とロシア赤十字社が、緊急援助や離散家族支援を行うためのプログラムを拡大し、国際人道法と赤十字運動への支援を促進する能力を高められるよう援助する。そのために、資金、研修、機材などの支援を提供する *(変更/拡大)*

## 2022年のモスクワ地域代表部支援目標

	当初要請	予算拡大要請	2022年の目標
<b>民間人</b>			
<b>経済安全保障</b>			
所得支援	人数	34,000	34,000

## モルドバ代表部

これまでモスクワ地域代表部が管轄していたモルドバでのICRCの活動を統括するために、同国のキシナウにICRC代表部が設置された。モルドバ代表部は、モルドバ赤十字社と連携し、避難民がウクライナを脱出する前に経験した保護問題の記録、生活必需品や医療品の入手支援、離散家族支援サービスの提供に重点を置いている。ICRCはモルドバ赤十字社と共同で、ウクライナと国境を接する地域におけるウクライナ紛争の影響に対する赤十字運動構成機関の対応を取りまとめている。また、代表部はウクライナでの主要活動、特に救急サービスの物流拠点にもなっている。

## 民間人

### 保護

#### 民間人の保護と法の尊重

- ▶ 避難民がウクライナを脱出する前に経験した保護に関する懸念を記録し、関係者と守秘義務に則って協議する (新規)
- ▶ 傷病者(後述の「傷病者」セクションを参照)、高齢者、障がい者など、特定の弱者のウクライナからモルドバへの安全な移送を促進する。要請に応じ、第三国への移送を支援する (新規)

#### 離散家族の再会・連絡回復支援

- ▶ 資金援助や研修などの支援を通じて、モルドバ赤十字社が家族の絆を回復・保護する能力を高める手助けをする (新規)
- ▶ モルドバ赤十字社と連携し、赤十字運動の離散家族支援サービスに関する情報を難民に広めるとともに、身内との連絡の回復または維持を支援する (新規)

### 支援

#### 経済安全保障

モルドバ赤十字社と連携して以下のことを行う。

- ▶ ウクライナからの避難民とその受け入れ家族を含む 44,000 人の食料安全保障を改善するために、現物または現金を支給する (新規)
- ▶ ウクライナからの避難民とその受け入れ家族を含む 41,000 人の生活環境を改善するために、衛生用品や衣類、またはそれらを購入するための引換券を配付する (新規)

#### 保健

- ▶ 避難民とホストコミュニティに心理社会的支援を提供し、セルフケアを実践するために、現地の医療従事者や援助者を支援する。地域住民を対象としたメンタルヘルス関連の講習会の実施を支援する (新規)

#### 武器汚染

- ▶ モルドバの弾薬庫における予期せぬ爆発の脅威と、その脅威に対する安全対策強化の必要性について、国内外の関係者間の認識を広める (中止)

## 傷病者

### 支援

#### 医療

- ▶ ドイツ赤十字社、マーゲン・ダビド公社、および ICRC が派遣した救急救命隊が、紛争被害にあった地域から搬送した傷病者を含め、ウクライナからの傷病者を受け入れるキシノウの病院に資金援助や物質援助を行う (新規)
- ▶ ウクライナから来た傷病者とその介助者に、医療費やその他の支援を賄うための現金を支給する (新規)

ウクライナ紛争で影響を受けた人びとのニーズ拡大に準じた、地域レベルでの対応

## 影響力の行使

### 予防

- ▶ 国際人道法への理解を深め、ICRCの任務と中立・公平で独立したアプローチや、ウクライナ紛争で影響を受けた人のための赤十字運動の活動の受け入れを拡大するために、外交対話と広報活動を推進する（新規）
- ▶ ウクライナからの避難民と対話し、そのニーズを理解するとともに、デジタルツールなどを用いて避難民が利用できる人道支援サービスに関する情報を提供する（新規）

## 赤十字・赤新月運動

### 連携

- ▶ ウクライナからの避難民のニーズへの原則的かつ効果的な対応、赤十字および赤新月の標章の不正使用の防止、赤十字運動の活動への支援強化など、モルドバ赤十字社の取り組みを支援する（新規）
- ▶ 人道支援活動の効果を最大化するために、赤十字運動構成機関間の調整を促進する（新規）

## 2022年のモルドバ支援目標

		当初要請	予算拡大要請	2022年の目標
<b>民間人</b>				
<b>経済安全保障</b>				
食料消費	人数		44,000	44,000
生活環境	人数		41,000	41,000
<b>傷病者</b>				
<b>医療</b>				
支援した病院	施設数		1	1

## ブダペスト地域代表部

ブダペスト地域代表部は、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキアにおけるICRCのウクライナ紛争対応活動を管轄している。ポーランドのワルシャワとルーマニアのブカレストには、ICRCの事務所も設置。ウクライナ国内に支援物資を供給するICRCの主な物流拠点をハンガリーのデブレツェンに置き、支援物資を集約してウクライナに送り出している。ルーマニアのスチャヴァには、小規模な拠点を設置している。この地域代表部は、避難民がウクライナで、あるいはウクライナから逃れる際に経験した保護関連の問題を記録することに重点を置いている。それらの記録は、人々の保護について、キーウとモスクワのICRC代表部が紛争当事者と対話する際に役立てられる。さらに、ICRCは上述した各国の赤十字社と連携し、CTAを通じて、ウクライナからの避難民が行方不明の身内を探したり連絡したりするのを支援している（下記参照）。また、同じくブダペストに地域事務所を持つ連盟と連携し、赤十字運動の包括的対応をウクライナの周辺諸国にいる数百万人の避難民に提供している。

## 民間人

### 保護

#### 民間人の保護と法の尊重

- ▶ 避難民がウクライナで、あるいはウクライナから逃れる際に経験した保護関連のニーズを記録し、関係者と守秘義務に則って話し合う（新規）

#### 離散家族の再会・連絡回復支援

- ▶ 資金援助や研修などの支援を通じて、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキアの赤十字社が家族との結びつきを回復・保護する能力を高める手助けをする（新規）
- ▶ ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキアの赤十字社と連携し、赤十字運動の離散家族支援サービスに関する情報を難民に広めるとともに、身内との連絡の回復または維持を支援する（新規）

## 影響力の行使

### 予防

各国の赤十字社と連携して以下のことを行う。

- ▶ 国際人道法への理解を深め、ICRCの任務と中立・公平で独立したアプローチや、ウクライナ紛争で影響を受けた人のための赤十字運動の活動の受け入れを拡大するために、外交対話と広報活動を推進する（新規）
- ▶ ウクライナ避難民と対話し、そのニーズを理解するとともに、デジタルツールなどを用いて避難民が利用できる人道支援サービスに関する情報を提供する（新規）

## 赤十字・赤新月運動

### 連携

- ▶ 連盟やウクライナ近隣諸国の赤十字社と連携して活動する。人道支援活動の効果を最大化するために、赤十字運動構成機関間の調整を促進する（新規）
- ▶ ウクライナ避難民のニーズへの原則的かつ効果的な対応、赤十字および赤新月の標章の不正使用の防止、赤十字運動の活動への支援強化など、各国の赤十字社の取り組みを支援する（新規）

## ウクライナ紛争のための中央追跡調査局

中央追跡調査局（CTA）は、軍人か民間人かを問わず、人々が行方不明になるのを防ぎ、その所在に関する情報を家族に届けるために活動している。CTAは国際人道法によって義務付けられた特定の組織であり、ICRCによって運営されている。ウクライナ国内および国境を越えて何百万もの人々が避難し、多くの人々の殺害や拘束が伝えられる中、紛争地域外のスイス・ジュネーブに設置されたCTAは、拘束された軍人と民間人の安否や所在に関する情報を収集して一元管理し、家族に伝達している。また、ウクライナ紛争によって行方不明になった身内を探している人々を支援するために、現地のICRC代表部と赤十字社が行っている取り組みを調整している。

## 民間人

### 保護

#### 離散家族の再会・連絡回復支援

- ▶ 紛争当事者間の中立的な仲介者として、ウクライナ紛争に関連して国際人道法に基づき保護されている人々（民間人または戦闘員）の安否、所在、健康状態を家族に知らせるために必要な情報を収集して一元管理し、伝達する。家族との結びつきを回復するために、世界中の ICRC 代表部と各国赤十字社の取り組みを調整する（新規）
- ▶ 紛争に関連して死亡した人々の最期に関する情報の保全を促進し、家族に情報を伝える体制を整える（新規）

### 支援

- ▶ ICRC の支援プログラムに取り入れるため、行方不明者の家族のニーズ（経済状態やメンタルヘルスなど）に関する意見を収集する（新規）
- ▶ 行方不明者の家族が CTA を訪れて支援を受けられるよう、交通サービスを提供する（新規）

## 被拘束者

### 保護

#### 離散家族の再会・連絡回復支援

- ▶ 捕虜や民間人の被拘束者に関するデータは、捕虜／被拘束者カード（ハードコピーまたはデジタル形式で基本的な個人情報に記載したもの）や、保護対象者に関する情報を収集する各紛争当事国の情報局、そして ICRC が被拘束者訪問時に登録した内容から収集する。それらのデータを、家族からの追跡調査依頼やその他の情報源と照合する（新規）
- ▶ 関係する ICRC 代表部と連携し、収容施設訪問の一環として、被拘束者とその家族との間の簡易メッセージのやり取りを支援する。国際人道法に従い、家族が連絡を取るための手段（電話など）を設置するよう当局に要請する（新規）

## 傷病者

### 保護

- ▶ 家族に最新情報を定期的に提供し、死亡した場合はその旨を伝えられるよう、保護対象の傷病者（捕虜を含む）の健康状態に関する情報を体系的に記録するよう努める（新規）

## 影響力の行使

### 予防

- ▶ 関係する代表部と連携して家族との音信不通を防ぎ、亡くなった人々が尊厳を持って扱われ、相手方の当事者から当該者に関する情報が適切に記録・CTA に伝達されるよう、有効な手段を関係当局と対話する（新規）
- ▶ ウクライナと周辺諸国の ICRC 代表部や赤十字社と連携し、CTA が提供するサービスの認知度を高め、より多くの人々にサービスを提供するとともに、CTA の活動を促進する（新規）

## 赤十字・赤新月運動

### 連携

ウクライナ紛争で影響を受けた人びとのニーズ拡大に準じた、地域レベルでの対応

- ▶ 紛争当事者との対話を通じて行方不明にまつわる問題を解決し、家族を再び結びつけるための情報収集・伝達における各国赤十字社の役割を明確にする（新規）



ICRCの武器汚染チームが、爆傷の扱いに関する講習で救急隊に蘇生術を伝授。©K. Cook-Pellegrin/ICRC

## 進捗報告

ICRCはウクライナでの武力紛争によって生じた多大な人道支援ニーズへの対応を拡大し、ウクライナ赤と連盟のほか、ウクライナや近隣諸国など影響を受けた国の赤十字パートナーと緊密に連携し、赤十字運動の集団的対応とアドボカシー活動の効果を高めるべく取り組んだ。ICRCの対応における重点項目は、他の人道支援団体では対応しきれないニーズ、特にほとんどの組織が手を差し伸べられない分野のニーズに応えることにある。

- ▶ ICRC は紛争当事者に国際人道法に基づく義務を想起させ、民間人や被拘束者の保護を徹底するよう求めた。ICRC は、ウクライナ国内で紛争の影響を受けた人々や周辺諸国の避難民と直接接触することで、民間人の被害状況を継続的にモニタリングし、守秘義務に則って関係者に人道的懸念を提起した。
  - 人道的懸念についてすべての紛争当事者と対話し、中立・公平で独立した人道支援活動への支援を強化するICRCの取り組みの一環として、ICRC総裁がウクライナおよびロシアの政府代表と二者間協議を行った。
  - ウクライナ危機に対するICRCの中立・公平で独立した人道支援活動についての認識を高め、活動への理解を促し、活動に関する偽情報に対処するために、国際報道機関やソーシャルメディアなど様々なチャンネルによる広報活動を強化した。

## ウクライナ紛争で影響を受けた人びとのニーズ拡大に準じた、地域レベルでの対応

- コミュニティー連絡センターでは、紛争で影響を受けた人やその身内、メディア関係者、さらには一般市民からの問い合わせに対応した。人々のニーズに関する情報を記録し、ICRCの活動についての質問に回答した。
- ▶ ICRC は、紛争当事者間の中立的な仲介者として、1 万人を超える<sup>5</sup>民間人や傷病者が、（主にマリウポリから、そしてウクライナ赤とともにスムイから）より安全な地域や医療施設に安全に移動できるよう支援した。必要な安全保障と条件を紛争当事者が確約することを条件に、今後も戦闘行為によって被害を受けた都市からの民間人の避難を支援する用意があることには変わりはない。
- ▶ ICRC は必要不可欠な公共サービスの中断による負担を軽減し、住民や国内避難民の生活環境の改善を支援する取り組みを強化した。
  - ICRCは断水地域にトラックで水を運び、現地の業者が同様のサービスを提供できるよう、給水車やタンクを提供した。また、浄水剤の供給や、損傷した水道インフラの大規模修繕を行い、現地の水道局のサービス維持を支援した。特に、ICRCの水処理支援により、約730万人が清潔な水を利用できるようになった。
  - 電源の復旧も優先事項であった。ICRCは、保健施設、水汲み場、国内避難民センターなどの主要施設に発電機を寄付し、電力会社の高圧電力システム用の重要な機器も寄付した。
  - チェルニーヒウでは、約15万人が暖房システム復旧の恩恵を受けた。紛争被害にあった地域の家庭には、避難所の応急修理用の資材が提供された。
- ▶ ICRC はウクライナ赤やこの地域の各国赤十字社と連携し、紛争地域に住む人々や戦闘によって避難した人々の基本的ニーズを満たすため、緊急支援を提供している。
  - ウクライナでは、約327,000人が食料一式を受け取った。52,000人以上の国内避難民に、衛生用品、台所用品、家電製品、マットレス、毛布などの生活必需品が提供された。民間人の犠牲者とその家族、紛争の影響を受けた地域の住民、避難民など、特に弱い立場にある約63,500人には、急な出費を賄うために現金が支給された。行方不明者の家族約150世帯と被拘束者の家族84世帯には、資金援助が提供された。
  - モルドバでは、4,084世帯がモルドバ赤十字社とICRCから食料一式と衛生キットを受け取った。トランスニストリア地域の約600世帯は、基本的な生活費として現金支給を受けた。
- ▶ 傷病者の迅速な治療を可能にするため、ICRC は救急隊員や病院に対して様々な支援を行った。ICRC の外科チームが重傷者のサポートとケアを行うために派遣され、現地の医療スタッフに武器による傷の手術や大量の傷病者の一括管理に関する研修を提供した。紛争被害にあった地域の病院を詳細に調査した結果、ICRC は武器による負傷者の大半を処置する 15 の病院への定期的支援を優先し、その他の施設には必要に応じて支援を提供した。
  - ドイツ赤十字社、マーゲン・ダビド公社、ICRCがフル装備の救急車や救急医、救急隊員を派遣し、紛争被害にあった地域からの医療搬送で158人が恩恵を受けた。
  - ウクライナ各地の赤十字支部、現地の救急隊、公益企業に2,000個以上の救急キットが配付された。
  - ウクライナの50を超える二次医療施設が、医療材料、医薬品、医療機器などの支援を受けた。紛争で被害を受けた病院や一次医療施設など20の医療施設が、インフラの応急修理や改善のための資材提供を受けた。その中には、貯水タンクや防爆風フィルムが含まれていた。
  - ベラルーシ赤十字社の救急・緊急対応チームには、傷病者難民への支援活動に対し、資金援助や技術援助が提供された。

<sup>5</sup>本資料に記載されている数値は、入手可能な最新のデータに基づいている。正式な数値については、中間報告書および年次報告書のみを参照されたい。

## ウクライナ紛争で影響を受けた人びとのニーズ拡大に準じた、地域レベルでの対応

- モルドバでは、第三国に移送される前の最も重篤な負傷者や病人を治療しているキシナウの病院が、ICRCから物資と資金を受け取った。障がい者（51人）とその介助者（56人）に対し、直接の資金援助が行われた。
- ▶ 2月24日までに、ICRCはドネツクとルハンスクにある60カ所の保健施設を支援した。そのうち20カ所は、包括的支援の恩恵を受けた。人道危機が続く中、一次医療の提供を維持するために、ICRCは現在、より広い地域にサービスを提供。他の医療施設に患者を紹介している、紛争の前線で活動する保健施設への支援に重点を置いている。この支援には、糖尿病、高血圧、心疾患、喘息といった非感染性疾患の免疫療法や治療のための標準的な機器と物資が含まれる。
  - 40カ所の保健施設には非感染性疾患の治療キット133個が、7カ所の施設には医療機器が提供された。
  - 糖尿病患者が定期的に十分な治療を受けられるよう、89,000回分以上のインスリンと、糖尿病治療に必要なその他の物資が保健施設や医療従事者に提供された。
- ▶ 精神的苦痛に苦しんでいる人々は、ICRCが提供または支援するメンタルヘルスサービスを通じて、心理社会的支援、高度なこころのケア、ストレス管理に関する情報を得ることができた。ウクライナ赤は、ICRCからこころのケアホットラインを運営するための技術支援を受けており、同様のホットラインはICRCにも設置されている。キーウとセベロドネツクの避難所では、心理社会的支援のイベントが提供されている。これらのサービスを通じて、紛争で影響を受けた570人がメンタルヘルス支援の恩恵を受けた。
- ▶ ICRCの武器汚染専門家チームは、人道支援活動が民間人と支援団体関係者のいずれにとっても安全に行われるよう、不発弾の除去を支援した。
  - ICRCの武器汚染チームは道路を精査し、人道支援チームの派遣、救援物資の配付、現地訪問の際に救援チームに同行した。
  - 地雷/ERWの危険を知らせる標識設置のための材料や、従来型および非従来型の危険に対する防護服を現地の救急隊員に寄付した。現地の地雷除去作業員は、爆発による外傷の手当について研修を受けた。
  - リスクの高い地域におけるリスク認識やより安全な行動に関する説明と資料が、ICRCから初期対応者と地域住民に提供された。ルハンスクでは、リスク認識とより安全な行動に焦点を当てた創造的で教育的な活動に子どもたちが参加した。
- ▶ ウクライナと周辺諸国の代表部は、紛争のため離ればなれになったり行方不明になったりした身内との連絡回復を支援するための活動を強化した。こうした活動は、ウクライナ赤や各国赤十字社との連携の下、実施された。武力紛争に関連して国際人道法の下で保護される人々に関する情報の一元化を中立的な仲介者として促進する目的で、ウクライナ危機のためのCTA事務局がジュネーブに設置された。
  - ウクライナや周辺諸国などにいる人々から追跡調査依頼が寄せられた。ICRCは紛争当事者に対し、殺害または拘束されたとされる人々の安否と所在について必要な情報を提供するよう求めた。
  - CTAは、紛争当事者からの情報や、当該地域の赤十字社やICRC代表部が受け取った追跡調査依頼、その他の情報源に基づいて、捕虜とその家族を含む4,500人以上の情報を収集、追跡、保護し、身内間の連絡回復や、消息が途絶えないようその防止に役立てた。1,500件以上の回答や知らせが家族に直接届けられ、それぞれの国には約6,500件の情報が提供された。CTAによる情報伝達により、関係国は家族に身内の状況を伝えることができた。
  - ウクライナ当局は、ICRCの支援の下、国家情報局を設立した。同局は、被拘束者、負傷者、病人、死者など、手元にある保護対象者に関する情報を収集してCTAに伝達し、そうした人々に関する問い合わせに答える任務を負う。
  - ICRCは、国家情報局と同様の機能を持つロシア国防省グループ傘下の専門作業部会と定期的に会合を開いた。

## ウクライナ紛争で影響を受けた人びとのニーズ拡大に準じた、地域レベルでの対応

- CTAは、身内との再会を可能にするため、緊急渡航書類の発行を促進した。
- 法医学チームは、尊厳ある遺体管理を保証し、身元確認を促進するための取り組みに対し、防護服や遺体安置設備などの物的支援を受けた。
- ▶ ICRC は、ウクライナにおける武力紛争の全当事者の捕虜を訪問し、待遇や生活環境を調査した。ICRC は、ジュネーブ諸条約に基づく任務に従い、通常の手順ですべての捕虜と被拘束者を定期的に訪問できるよう、全当事者との対話を模索した。
  - またこうした訪問により、ICRCは何百世帯もの家族に対して、拘束された身内の所在を知らせることができた。ICRCが捕虜や被拘束者を訪問した際に集めた簡易メッセージは家族に伝えられた。
- ▶ 当局が被拘束者の生活環境に関する問題に対処するのを助けるために、複数の措置がとられた。
  - 水へのアクセスを回復するために、ドネツクの施設に貯水槽が寄付された。捕虜を収容している施設は、捕虜の生活環境を改善するための物的支援を受けた。
  - ウクライナで被拘束者を収容している10カ所の保健施設は、捕虜などに基本的な医療を提供するための医薬品やその他の支援を受けた。ICRCは捕虜の健康状態をモニタリングし、利用可能な医療サービスについて現地の保健当局と専門的な見地から意見を共有した。
- ▶ 赤十字パートナーの協力の下、ICRC はウクライナと近隣諸国の赤十字社の組織・運営能力を高めるために、多大な資金・物資・技術援助を行った。特にウクライナ赤は、緊急救援、水と衛生、医療、離散家族支援といった分野でICRCの支援を受けた。



戦闘が続く中、何千もの人々がクラマトルスクにとどまった。現地の水道会社職員は、ICRCから提供されたパイプや様々な機材を使って損傷したインフラを修復し、水の供給を維持するために働いた。©ICRC

ウクライナ紛争で影響を受けた人びとのニーズ拡大に準じた、地域レベルでの対応

## 財政

2月に、ICRCはウクライナでの紛争の影響を受けた人を保護・支援する活動を拡大するため、1億5,000万スイスフランの暫定要請を発出した。人道支援ニーズの高まりを踏まえ、ウクライナ危機とより広い地域への波及的影響への対応を包括的に支援するために、この要請は**2億9,955万2,000スイスフラン**に改定された。この予算拡大は、**2022年7月7日のICRC総会で承認された。**

改定要請の内訳を以下に示す。

- ▶ ウクライナでの活動に **2億6,577万スイスフラン**（この文脈における当初予算7,357万4,000スイスフランを含む）
- ▶ モスクワ地域代表部が管轄する活動に **1,296万2,000万スイスフラン**（この文脈における当初予算677万4,000スイスフランを含む）
- ▶ ブダペスト地域代表部が管轄する活動に **549万4,000スイスフラン**
- ▶ モルドバでの活動に **847万9,000スイスフラン**
- ▶ ウクライナ紛争のためのCTAの活動に **684万7,000スイスフラン**

ICRCの全体的な危機対応のリソースを確保するために、この暫定要請とそれ以前の要請への拠出金は、地域内のICRC活動に柔軟に割り当てられる可能性がある。

この予算拡大要請の対象となる、各ICRC活動のプログラム別予算内訳を以下に示す。

### 2022年改訂要請 – プログラム別内訳

#### ウクライナ

	当初要請	予算拡大要請		改定要請	
	千スイスフラン	千スイスフラン	千スイスフラン	千米ドル*	千ユーロ*
保護	11,332	10,254	21,586	22,610	21,556
支援	55,223	164,581	219,804	230,233	219,497
予防	3,015	1,872	4,887	5,119	4,880
連携	3,697	15,489	19,186	20,096	19,159
一般	307		307	322	307
<b>合計</b>	<b>73,574</b>	<b>192,195</b>	<b>265,770</b>	<b>278,381</b>	<b>265,398</b>
うち、諸経費	4,153	11,572	15,725	16,471	15,703

#### モスクワ地域代表部

	当初要請	予算拡大要請		改定要請	
	千スイスフラン	千スイスフラン	千スイスフラン	千米ドル*	千ユーロ*
保護	1,715	2,039	3,754	3,932	3,749
支援	190	3,109	3,298	3,455	3,294
予防	3,571	184	3,755	3,933	3,749
連携	1,215	857	2,072	2,170	2,069
一般	82		82	86	82
<b>合計</b>	<b>6,774</b>	<b>6,188</b>	<b>12,962</b>	<b>13,577</b>	<b>12,944</b>
うち、諸経費	413	378	791	829	790

ウクライナ紛争で影響を受けた人びとのニーズ拡大に準じた、地域レベルでの対応

### モルドバ

	当初要請	予算拡大要請		千米ドル*	改定要請
	千スイスフラン	千スイスフラン	千スイスフラン		千ユーロ*
保護		1,028	1,028	1,077	1,027
支援		6,708	6,708	7,026	6,699
予防		336	336	352	335
連携		407	407	426	406
一般					
<b>合計</b>		<b>8,479</b>	<b>8,479</b>	<b>8,881</b>	<b>8,467</b>
うち、諸経費		517	517	542	517

### ブダペスト地域代表部

	当初要請	予算拡大要請		千米ドル*	改定要請
	千スイスフラン	千スイスフラン	千スイスフラン		千ユーロ*
保護		3,372	3,372	3,531	3,367
支援					
予防		826	826	865	825
連携		1,297	1,297	1,358	1,295
一般					
<b>合計</b>		<b>5,494</b>	<b>5,494</b>	<b>5,755</b>	<b>5,486</b>
うち、諸経費		335	335	351	335

### ウクライナ紛争のための中央追跡調査局

	当初要請	予算拡大要請		千米ドル*	改定要請
	千スイスフラン	千スイスフラン	千スイスフラン		千ユーロ*
保護		6,232	6,232	6,528	6,223
支援		205	205	215	205
予防		273	273	286	273
連携		137	137	143	136
一般					
<b>合計</b>		<b>6,847</b>	<b>6,847</b>	<b>7,172</b>	<b>6,837</b>
うち、諸経費		418	418	438	417

\*2022年7月時点のICRC内部レート：1米ドル = 0.9547スイスフラン / 1ユーロ = 1.0014スイスフラン

ICRCは、ドナーの継続的な支援に感謝するとともに、2022年の要請で見込んだICRCの世界規模の活動に対するさらなる支援をドナーに要請する。

詳細については、リソースモビライゼーション部門 ([resourcemobilization@icrc.org](mailto:resourcemobilization@icrc.org)) にお問い合わせください。

UBS SA - P.O.BOX 2600 - CH-1211 GENEVA 2 – SWIFTコード : UBSWCH ZH80A

銀行口座番号  
IBANコード  
(すべての銀行取引に必須)

スイスフラン	(CHF)	240-FP100883.2	CH97 0024 0240 FP10 0883 2
米ドル	(USD)	240-C0129986.4	CH52 0024 0240 C012 9986 4

ウクライナ紛争で影響を受けた人びとのニーズ拡大に準じた、地域レベルでの対応

ユーロ	(EUR)	240-C0129986.5	CH25 0024 0240 C012 9986 5
英ポンド	(GBP)	240-C0183929.1	CH73 0024 0240 C018 3929 1

### 付録：ICRCの拠点



- + ICRC地域代表部
- + ICRC代表部
- + ICRC事務所
- + ICRC副代表部
- + ICRCその他の拠点